

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	登録誘引情報提供機関制度の創設		
担当部局	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課		
評価実施時期	平成20年2月		
規制の目的、内容及び必要性	<p>【目的】 インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童売春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、現行法を改正し、児童による利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じ、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を行う。</p> <p>【内容】 禁止誘引行為に係る異性交際情報を収集し、事業者に提供する業務(以下「誘引情報提供業務」という)を行う者について登録制を導入し、一定の基準等(明確で行政庁の裁量の余地のないもの)を満たす者を登録誘引情報提供機関として登録し、守秘義務を課したうえで、事業者の連絡先等を提供する。</p> <p>【必要性】 事業者に対し禁止誘引行為に係る情報の存在を知らせることが重要であるが、誘引情報提供業務を行う者が禁止誘引行為に当たる書き込みを認知しても通報すべき事業者の連絡先等が分からないという問題があるところ、登録誘引情報提供機関制度を創設し、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が把握した事業者の連絡先等を登録機関に提供することでこの問題が解消され、事業者の防止措置の実施が十分に確保されることから、登録誘引情報提供機関制度の創設が必要である。また、登録誘引情報提供機関は、事業者の連絡先等の情報を受け取ることができるが、仮にこれらの秘密が漏れれば、登録誘引情報提供機関制度に対する国民及び事業者の信頼が失われ、同制度の円滑な運営が困難になることから、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第18条から第27条まで、第36条及び第37条	
想定される代替案	誘引情報提供業務を行っている者すべての者の求めに応じ、事業者の連絡先等を提供する。		
規制の費用	各要素の費用		
	(遵守費用)	登録誘引情報提供機関として登録を受ける者は、登録免許税法に基づき、1万5千円の費用が発生。	
	(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。	
(その他の社会的費用)	その他の新たな社会的費用は発生しない。	代替案の場合	
			登録誘引情報提供機関として登録を受ける者の、登録免許税法に基づく費用は解消。
			新たな行政費用は発生しない。
			誘引情報提供業務を行っている者で事業者の連絡先等の提供を受けた者の中には、事業者の連絡先等の情報を適正に取り扱うことができない者もいることが考えられ、その場合、事業者が過大な不利益を被る。
規制の便益	各要素の便益		
	登録誘引情報提供機関が認知した禁止誘引行為に当たる書き込みについて、事業者が防止措置をとるため、インターネット異性紹介事業において禁止誘引行為に当たる書き込みが減少し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害の防止が期待される。		
			代替案の場合
			誘引情報提供業務を適正に行う意思及び能力のない者にも事業者の連絡先等が提供されることから、事業者の連絡先等の情報が漏れいす可能性も否定できず、そうした場合、誘引情報提供業務の信頼性が損なわれ事業による防止措置が適正に行われぬことが考えられるが、もし、適正に行われれば、便益に差はない。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	事業者の禁止誘引行為に係る防止措置が適切に行われ、インターネット異性紹介事業において禁止誘引行為に当たる書き込みが減少し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止される。一方、登録誘引情報提供機関制度を活用しようとする誘引情報提供業務を行う者に1万5千円の費用が発生するがその他特段の金銭的負担は発生せず、得られる便益と比較して十分に正当化される範囲の費用であることから、本改正案は適切であると考えられる。代替案については事業者の連絡先等の情報が誘引情報提供業務を行う者以外にまで提供されるおそれがあり、事業者が過大な不利益を被ることになることから、代替案より優れている。		
有識者の見解その他関連事項	平成19年10月から、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策を検討することを目的として「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」を設置し、幅広く検討が行われ、平成20年1月に報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」をとりまとめた。今般の法改正案については、当該報告書の内容を反映したものとなっている。		
レビューを行う時期又は条件	改正法の施行後5年を経過した時点において、登録誘引情報提供機関制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			